

第二次 募集

令和5年度「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金

地域の伝統文化を継承していく ための活動を応援します！

例えばこのような活動が補助金の対象となります

■ 太鼓の購入



渋川市南町自治会（平成28年度補助事業）

■ 獅子頭の修繕



土塩太神楽保存会（平成28年度補助事業）

■ 子どもお囃子教室



大間々町第七区（平成27年度補助事業）

■ 伝統文化の復活



各地区世田田祇園まつり実行委員会
（平成23年度補助事業）

■ 伝統芸能のDVD化



下南室太々御神楽保存会（平成26年度補助事業）

■ 伝統文化サポーター事業



さかい郷土芸能保存会（平成30年度補助事業）

応募の流れ

※今年度から補助金の交付は群馬県から委託された
公益財団法人群馬県教育文化事業団が行います。

市町村に計画書を提出
（事業団へ送付されます）

採択結果の通知

事業団に交付申
請書を提出

交付決定

9月中旬頃

9月下旬頃

10月上旬頃

応募期限

令和5年8月23日（水）

※予算の執行状況によっては、追加募集
があります

提出先

団体所在地の市町村役場
（文化振興担当課）



※募集の詳細及び計画書の様式
については、事業団ホームページ
にも掲載しています

(<https://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/>)

留意事項

- ・原則として、戦前発祥の伝統文化が対象となります。
- ・過去に①～④のメニューで補助金を受けた団体であっても、10年の間隔があいていれば同じメニューで補助を受けることができます。
- ・令和5年4月～令和6年2月までにかかった経費が補助の対象となります。

■ お問い合わせ先 ■

(公財)群馬県教育文化事業団 事業支援課

電話：027-243-7200 FAX：027-221-4082

メール：gecf-hojo@gunmabunkazigyodan.or.jp

募 集 要 項

対象事業 地域の伝統文化を継承するために必要な事業で、次の5つのメニューのいずれかに該当するもの

補助メニュー	内容	代表的な補助事例	補助上限額
① 伝統文化映像記録事業	地域の伝統文化を映像に記録・公開する事業	祭囃子実演の映像記録・上映会	20万円
② 伝承者養成事業	伝統文化の伝承者(後継者)を養成する事業	篠笛奏者の養成(合同講習会の開催)	20万円
③ 伝統文化継承活動事業	地域の伝統文化の継承に資する事業	道具・衣装等の補充・修繕、伝統文化の復活	20万円
④ こども伝統文化継承事業	こどもたちに伝統文化を体験・修得させる事業	子どもお囃子教室の開催	20万円
⑤ 地域伝統文化サポーター事業	伝統文化の継承活動を支える活動を行う事業	地域の伝統芸能が一堂に会する発表会の開催	20万円

補助率 補助の対象となる経費の2/3以内(補助上限額の範囲内)

対象期間 単年度※令和5年度に実施する事業(ただし、令和5年4月1日から令和6年2月末までの事業を対象とし、実績報告書は令和6年3月10日までに提出してください。)

対象経費 事業の実施に必要な不可欠な直接的経費と認められる以下のものです。

映像制作費、会議開催費、消耗品費、調査研究費、講習会・発表会等に係る諸費用、広報費、施設整備費、備品購入費、修繕費、事業実施団体の構成員以外に対する指導謝金や交通費、会議開催時の飲み物やイベント当日の講師・スタッフ・出演者の弁当等に係る費用、委託料等

※ ①伝統文化映像記録事業及び⑤地域伝統文化サポーター事業については、施設整備費、備品購入費、修繕費は対象外経費となります。

※ 団体の運営費と認められる経費(定期総会の開催費等)は対象外となります。

※ 感染症対策にかかる消耗品費も補助対象となります。

対象団体 県内で活動する団体のうち、地域の伝統文化を次世代に残そうとする意欲のある団体(任意団体またはNPO法人)で、次のすべての条件に適合する団体です。

- 1 伝統文化に関する事業の実施経験(継承活動を含む)を有すること
- 2 定款、寄付行為に類する規約等を有すること
- 3 事業を適正に執行できる組織を有すること
- 4 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- 5 活動の本拠となる事務所等を有すること
- 6 役員等が、暴力団と関係しない者であること

対象外事業 次に掲げる事業は、原則として補助対象外です。

- 1 県費補助及び県関係団体の助成を受けている。
- 2 特定の政治または宗教活動である。
- 3 専ら営利を目的としている。
- 4 団体の運営費の確保を目的としている。
- 5 企業、職能団体等の団体内の活動である。